

パブリック・コメント制度による

「生物多様性ふじ戦略（案）」

に対する意見募集について

本市では、生物多様性基本法の規定に基づき、「生物多様性ふじ戦略」の策定を進めています。

そこで、本戦略の策定に当たり、戦略案を公表し、市民の皆さんの意見を募集し、提出された意見などを考慮して最終案を策定します。

- 意見募集期間 令和元年12月13日（金）から令和2年1月15日（水）
- 意見の提出方法
 - 直接の場合 富士市役所10階 環境保全課へ
 - 郵送の場合 〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地
富士市環境部環境保全課あて
 - FAXの場合 0545-51-9854
 - Eメールの場合 ka-kankyuhozen@div.city.fuji.shizuoka.jp
 - 市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから
専用フォームへ
- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「生物多様性ふじ戦略（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和元年12月

富士市 環境部 環境保全課

生物多様性ふじ戦略（案）概要版

1 はじめに

1-1 戦略策定の背景

生物の多様性に関する条約の発効（平成 5 年 12 月）、生物多様性基本法の施行（平成 20 年 6 月）、国の生物多様性国家戦略 2012-2020 の閣議決定（平成 24 年 9 月）、静岡県ふじのくに生物多様性地域戦略の策定（平成 30 年 3 月）など、国際社会や国内、県内において生物多様性に関する取組が進められています。

本市では、富士市環境基本計画の中に生物多様性に関する施策を位置付け、推進を図ってきたところですが、生物多様性に危機（生息生育地の破壊、人の働きかけの縮小、外来種、気候変動）が迫っていることから、生物多様性基本法に基づく地域戦略を策定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用を総合的かつ計画的に推進します。

1-2 戦略策定のねらい

生物多様性を保全・活用するための取組を計画的かつ総合的に推進し、生物多様性からのめぐみを将来の世代へと継承することが戦略のねらいです。

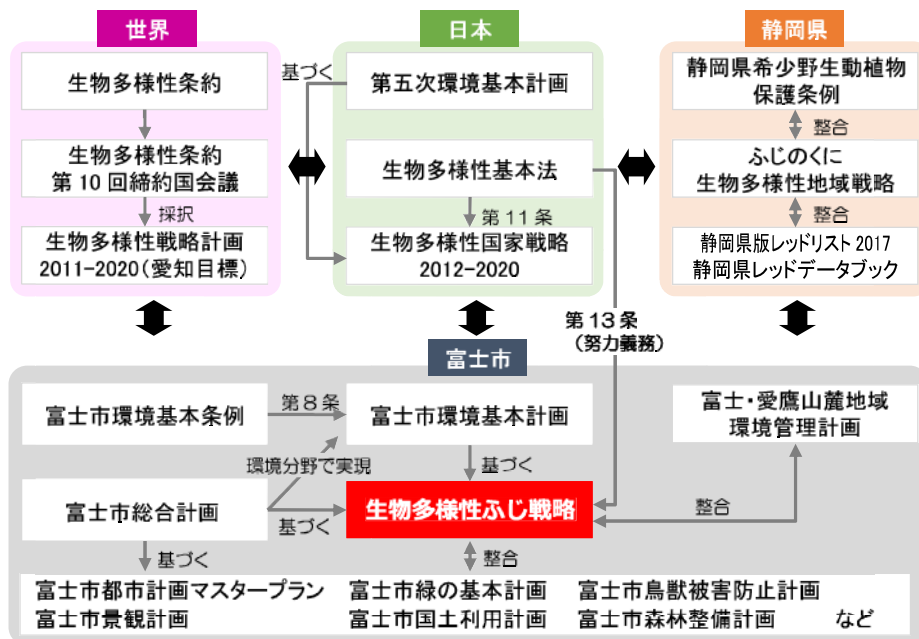
また、①本市の生物多様性の現状と課題を共有する戦略、②長期的な目標を定め、実践的な行動計画を盛り込んだ戦略とします。

1-3 戦略の期間

本戦略では、長期的な視点として 2050 年度（長期目標）における将来像を見据えつつ、令和 2 年度から令和 12 年度までの 11 年間を計画期間とし、社会状況などの変化に応じておおむね 5 年後の中間見直しを想定しています。

1-4 戦略の位置付け・対象地域

生物多様性基本法の第 13 条に基づく市町村の地域戦略として位置付けます。
国の生物多様性国家戦略 2012-2020、静岡県ふじのくに生物多様性地域戦略を踏まえつつ、富士市環境基本計画の自然環境・生物多様性分野の計画として位置付けます。
本戦略の対象地域は、富士市全域とします。



2 現状と課題

2-1 本市の生物多様性の現状

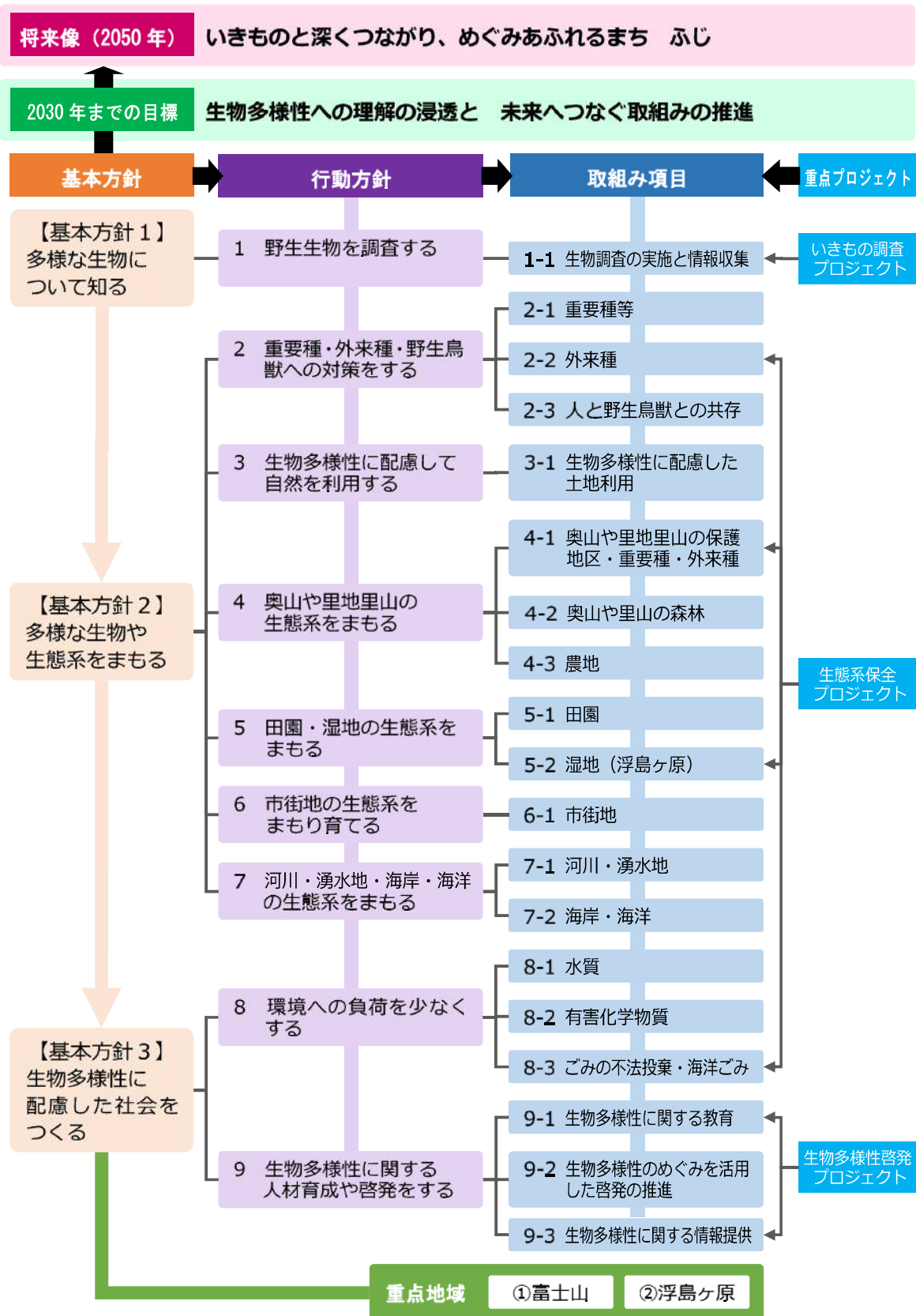
日本の生物を東西に分ける境界にある	本市を境界として、分布が変わる植物や動物が確認されています。
5,900 種を超える生物がいる	本市では、植物・動物合わせて 5,900 種（静岡県内の野生生物のうち約 4 割）を超える生物が確認されています。
植物の垂直分布が観察できる	富士山では、標高によって生育する植物の種類が移り変わる典型的な「垂直分布」を観察することができます。
高山から深海までの多様な生態系がある	高山から海岸、そして駿河湾の深海まで、多種多様な生態系が存在し、多くの生物を育てています。
絶滅危惧種のサワトラノオが生育する	浮島ヶ原自然公園のサワトラノオは、全国随一の群生地といわれ、県内ではここでしかみられません。
県内でも少なくなった湿地の生態系がある	静岡県の「今守りたい大切な自然」に選ばれている浮島ヶ原は、今も残る貴重な湿地です。
日本三大急流の富士川がある	日本三大急流の富士川の河口の川幅は日本一。河口部は野鳥が多く、富士川を分布境界とする生物も多くみられます。
豊富な湧水がまちなかや海底にある	富士山の雪解け水などを起源とする湧水がまちなかや海底にあり、多くの生物のオアシスとなっています。
環境教育が盛んに行われている	環境アドバイザー制度やこどもエコクラブなどの活動が活発です。
生物多様性のめぐみを活かした産業が活発	本市はお茶、しらす、紙パルプ、富士ヒノキ、落花生など、生物多様性のめぐみを活かした産業によって社会が支えられています。

2-2 本市の生物多様性の課題

自然環境や生物に関する情報が不足している	本市の自然環境や生物に関する情報は古いものも多く、最新の情報が不足しています。
絶滅のおそれのある生物がいる	本市ですでに絶滅した生物は 4 種、絶滅のおそれのある生物は 234 種確認されており、今後も絶滅が懸念されます。
外来種が侵入している	本市では外来種が増加しており、アライグマなどの特定外来生物も確認されているため、対策が必要です。
野生鳥獣による被害が増えている	二ホンジカや二ホンイノシシなど、野生鳥獣による農林業や自然生態系への影響が深刻化しています。
市街地が拡大して農地が減少している	市街地が拡大する一方で、農地が減少しており、カエルやメダカなどの動物の生息地が失われています。
人工林や里地里山の管理が不足している	林業従事者の減少や里地里山の利用の減少などにより、森林の管理が不足しています。
湿地の環境がなくなってきた	浮島ヶ原の広大な湿地の環境は次第になくなり、今は浮島ヶ原自然公園で湿地環境が保全されています。
海岸林では松枯れが目立つ	富士海岸では外来種のマツノザイセンチュウによる松枯れがみられます。
海洋ごみによる影響が心配されている	捨てられたプラスチックなどの海洋ごみによる生態系への影響が懸念されています。
生物多様性のめぐみを活用した啓発が不足している	生物多様性のめぐみを人と自然とのふれあいの場や、生物多様性の啓発に活用していく必要があります。
「生物多様性」という言葉が浸透していない	「生物多様性」という言葉やその意味は、一般にはまだ浸透しておらず、普及啓発していくことが重要です。

3 戦略の基本的考え方・行動計画

3-1 戦略の体系



3-2 行動計画

行動方針 1

野生生物を調査する

①生物調査の実施と情報収集

- ◆いきもの調査を実施します【重点1】
- ◇市内における各種調査結果を整理します
- ◇様々な主体が行う生物調査の支援を行います
- ◇自然巡視員によるパトロールを実施します
- ◇保護地区における情報整理をします

行動方針 2

重要種・外来種・野生鳥獣への対策をする

①重要種等

- ◇重要種を保護・保全します
- ◇天然記念物・保護指定樹林などの適正管理をします

②外来種

- ◆外来種問題の普及啓発、防除対策の検討をします【重点2】
- ◇生物の移植・放流、ペット放逐禁止の情報を提供します

③人と野生鳥獣との共存

- ◇野生鳥獣の調査や情報提供をします
- ◇野生鳥獣の被害防止対策を行います
- ◇二ホンジカへの対策をします

行動方針 3

生物多様性に配慮して自然を利用する

①生物多様性に配慮した土地利用

- ◇土地利用事業について指導を徹底します
- ◇適正な土地の利活用を指導します
- ◇開発事業者による重要種の保全対策の指導を徹底します

行動方針 4

奥山や里地里山の生態系をまもる

①奥山や里地里山の保護地区・重要種・外来種

- ◇保護地区での制限についての周知をします
- ◇ツキノワグマに関する情報提供を行います
- ◆外来植物の防除を行います【重点2】

②奥山や里山の森林

- ◇広葉樹による森づくりを行います
- ◇森林の適正管理とボランティアなどによる森づくりを行います
- ◇地域材のPRや利用を促進します
- ◇森林による防災減災に取り組みます

③農地

- ◇耕作放棄地の対策をします
- ◇GAP認証取得と環境保全型農業を推進します

行動方針 5

田園・湿地の生態系をまもる

①田園

- ◇田園の外来種対策を行います
- ◇持続可能な営農を支援します

②湿地（浮島ヶ原）

- ◇浮島ヶ原自然公園の保全再生の取組の検討、自然観察会を実施します
- ◆浮島ヶ原の外来種対策をします【重点2】
- ◇浮島沼つり場公園（赤ドブ池）のトンボの生息環境を保全します

行動方針 6

市街地の生態系をまもり育てる

①市街地

- ◇社寺林などの樹林の保護・維持管理の支援を行います
- ◇生物多様性に配慮した公園などを整備します
- ◇学校などにおいてビオトープを活用します
- ◇事業所や家庭における生物多様性に配慮した緑化を推進します

行動方針 7

河川・湧水地・海岸・海洋の生態系をまもる

①河川・湧水地

- ◇生物多様性に配慮した河川緑化をします
- ◇多自然川づくりを推進します
- ◇河川における外来種への対策をします
- ◇湧水の環境を保全します

②海岸・海洋

- ◇松枯れ対策をします
- ◇アカウミガメの産卵場所を巡視します
- ◇持続可能な水産業を推進します

行動方針 8

環境への負荷を少なくする

①水質

- ◇水質の監視をします
- ◇生活排水処理を促進します

②有害化学物質

- ◇大気中の有害物質等の調査を行います
- ◇公共用水域等の有害化学物質の調査を行います
- ◇水生生物の保全に関する調査を行います
- ◇有害化学物質の調査結果等の情報を公開します

③ごみの不法投棄・海洋ごみ

- ◇不法投棄の監視・啓発を行います
- ◆海洋ごみの対策を行います **【重点 2】**

行動方針 9

生物多様性に関する人材育成や啓発をする

①生物多様性に関する教育

- ◇学校における環境教育を推進します
- ◆環境教育に環境アドバイザーを活用します **【重点 3】**
- ◆啓発イベントを実施します **【重点 3】**
- ◇こどもエコクラブ、NPO、市民団体への支援を行います

②生物多様性のめぐみを活用した啓発の推進

- ◇人と自然とのふれあいを促進します
- ◇産業資源や自然資源を生物多様性の啓発に活用します

③生物多様性に関する情報提供

- ◆生物多様性に関する情報を提供します **【重点 3】**
- ◇生物多様性について事業者への普及啓発をします
- ◆「富士市生物多様性サポーター登録制度」を創設します **【重点 3】**

重点プロジェクト（◆印）

- 【重点 1】**：いきもの調査プロジェクト
- 【重点 2】**：生態系保全プロジェクト
- 【重点 3】**：生物多様性啓発プロジェクト

3-3 総合指標

総合指標	現状 (2018年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
「生物多様性」の言葉の認知度	30.1%	50%	70%

注 1) 市民世論調査（2018年度）の結果

注 2) 「生物多様性という言葉を知っていましたか」という設問に対して、「知っており、意味もよく理解している」及び「知っており、意味もだいたい理解している」と回答した市民の割合の合計。

3-4 管理指標（一部抜粋）

行動方針	管理指標	現状 (2018年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
1	市民参加によるいきもの調査報告数	0件/年	650件/年	1,200件/年
2	外来種防除参加人数 [※]	0人/年	30人/年	100人/年
4	富士山麓における外来種防除参加人数 [※]	0人/年	30人/年	100人/年
	富士山麓ブナ林創造事業植樹面積 (累計)	16.08ha	23.08ha	28.08ha
	民有林の間伐施業面積(累計)	7,298ha	8,404ha	9,149ha
7	松くい虫被害木伐倒本数	1,514本/年	200本/年	0本/年
8	汚水処理人口普及率	89.2%	94.8%	97.9%
	海岸クリーンアップイベント参加人数 [※]	0人/年	50人/年	100人/年
9	環境アドバイザーの派遣により開催される講座等の受講者数 (自然環境分野のみ)	5,182人/年	5,700人/年	6,200人/年
	富士市生物多様性サポーター登録制度登録件数	0件	50件	100件

※市が主催する事業を対象とします。

3-5 重点プロジェクト

将来像（2050年における富士市の姿）及び2030年までの目標の実現及び達成を目指すため、特に重点的に実施していく取組を「重点プロジェクト」として位置付けて推進していきます。

①いきもの調査プロジェクト

- 市民や市民団体などと連携し、本市全域を対象とした「いきもの調査」を実施します。

②生態系保全プロジェクト

- 市民団体及び教育機関と連携し、重点地域になっている富士山及び浮島ヶ原を中心に外来種の防除を行います。
- 富士海岸では重要種であるアカウミガメの産卵が確認されるため、アカウミガメの産卵場所の巡視及び海岸清掃を行います。

③生物多様性啓発プロジェクト

- 生物多様性の啓発を行うため、シンポジウムなどを開催するほか、各主体と連携した人材育成を行います。
- 「富士市生物多様性サポーター登録制度」を新たに創設し、登録された事業者・市民団体などの取組状況を市のウェブサイトや「広報ふじ」で紹介します。

3-6 重点地域

本市には、高山から海岸、駿河湾の深海まで多種多様な生態系が存在しています。

既存資料の情報から生態系区分ごとに重要種と外来種の分布について分析した結果、特に奥山、田園・湿地については、重点的な保全対策が必要であると考えられます。

そのため、本戦略の重点地域として奥山の「富士山」及び湿地の「浮島ヶ原」を選定し、取組を推進していきます。

① 富士山（範囲：国道469号より北側）

- 重要種を保護・保全します
- 外来種の調査・防除を行います
- 広葉樹による森づくりを行います
- 開発事業者による重要種の保全対策を指導します
- 産業資源や自然資源を生物多様性のめぐみとして啓発します



② 浮島ヶ原（範囲：浮島ヶ原自然公園内）

- 浮島ヶ原自然公園の保全再生の取組の検討や自然観察会を実施します
- 外来種対策を行います

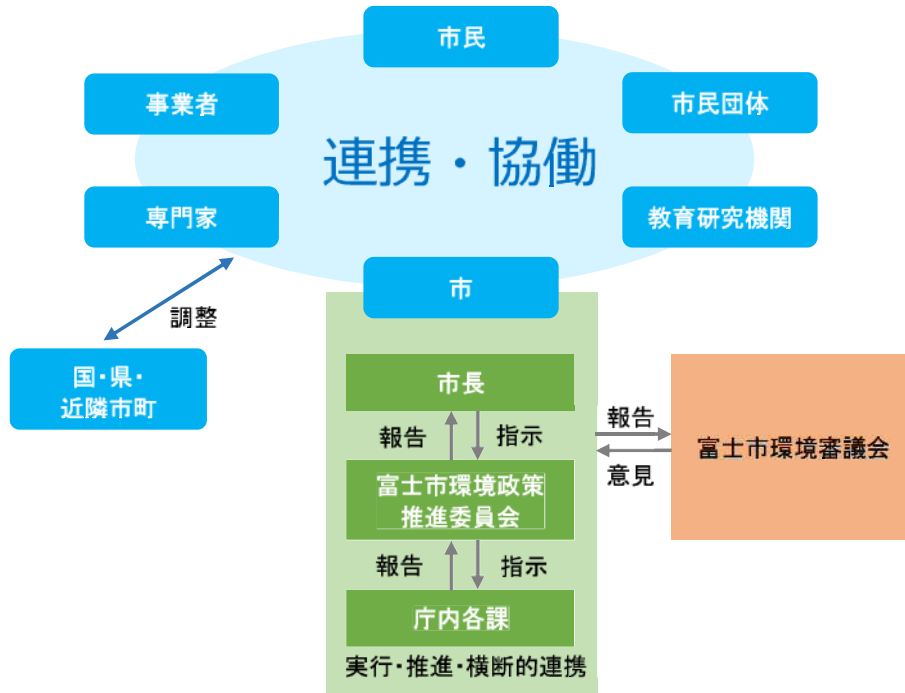


4 推進体制と進行管理

4-1 戦略の推進体制

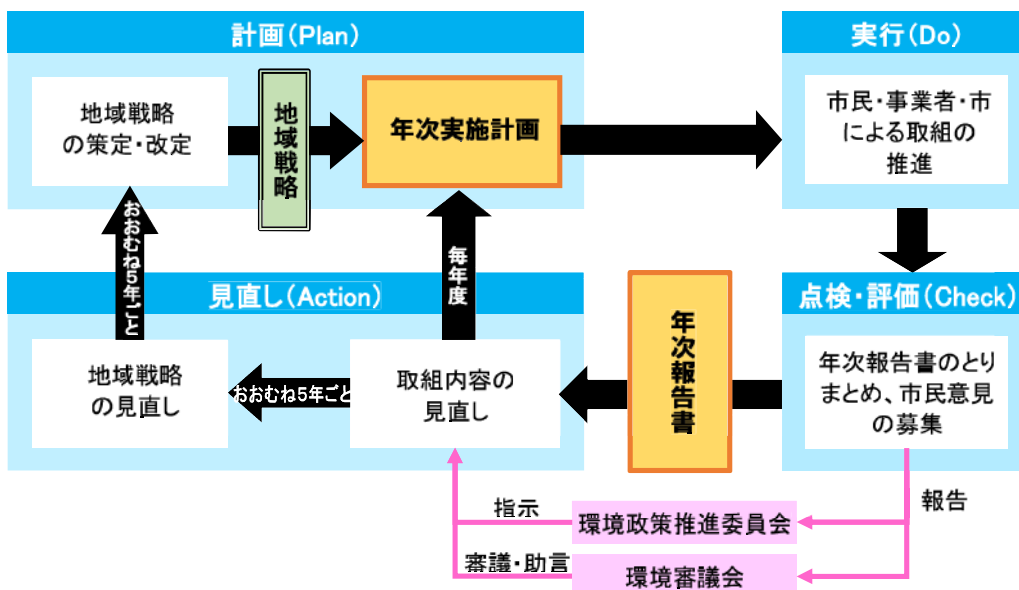
生物多様性の保全及び持続可能な利用を行っていくためには、市、市民、事業者、市民団体、教育研究機関など様々な主体がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協働していくことが重要です。

また、環境審議会による調査審議や環境政策推進委員会による市内の横断的な取組の推進を図ります。



4-2 戦略の進行管理

本戦略を着実に推進するため、環境マネジメントシステムの「PDCA サイクル」の考え方に基づき、個々の取組の進捗状況を点検・評価し、定期的な見直しを図っていきます。



5 市民・事業者の取組

本戦略を推進し、2030年や2050年までの将来像を実現していくためには、市民や事業者のみなさんの協力と実践が必要です。生物多様性のためにできることを考え、行動しましょう。

5-1 家庭でできる取組事例

- STEP① 生物多様性の重要性について認識します
- STEP② 緑化や環境負荷の低減に努めます
- STEP③ 生物多様性に配慮した商品やサービスを選択します
- STEP④ 外来種を含む飼育生物などを適切に取り扱います
- STEP⑤ 調査や保全活動などへ積極的に参加します
- STEP⑥ 市などが行う生物多様性に配慮した取組に協力します

5-2 事業所でできる取組事例

- STEP① 経済活動が生物多様性に及ぼす影響について認識します
- STEP② 生物多様性に関する社員教育を実施します
- STEP③ 市などが行う生物多様性に配慮した取組に協力します
- STEP④ 生物多様性に配慮した原材料の調達や生物資源の利用をします
- STEP⑤ 生産・加工・販売・輸送時において生物多様性へ配慮します
- STEP⑥ 土地利用・開発事業時において生物多様性へ配慮します
- STEP⑦ 保有地の管理について生物多様性へ配慮します